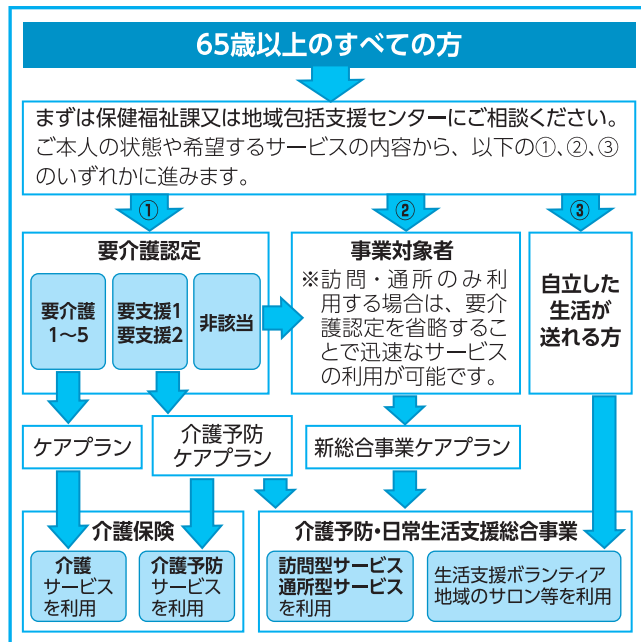


介護保険

『介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)』 の利用の流れについて

本事業は、65歳以上の全ての方を対象とした、鏡野町が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けなくても、一人ひとりの状態や必要性に合わせたサービスを利用することができます。



平成28年8月から施設等の居住費・食費、 グループホーム(GH)家賃軽減制度が変わります

介護保険制度の改正に伴い、利用者負担段階の判定方法が次のようになります。

現行：課税年金のみを勘案

改正後：課税年金＋非課税年金（遺族年金・障害年金等）を勘案

更新の手続きや、8月以降に制度の利用をする場合は、非課税年金受給の方は申請書にその旨の記載が必要になります。

この改正により、利用者負担段階の判定は、「合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額」が80万円以下の場合は第2段階（GH家賃軽減第1号）、80万円を超えた場合には第3段階（GH家賃軽減第2号）になります。

※非課税年金を受給していることで負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

利用者負担段階	世帯と所得の状況	備考
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給の方 ・生活保護等を受給の方	かつ配偶者が非課税で 預貯金が一定額※以下
第2段階 (GH家賃軽減第1号)	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	グループホーム 家賃軽減対象 負担軽減対象
第3段階 (GH家賃軽減第2号)	・世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	
第4段階	・上記以外の方	

※単身で1000万円、夫婦で2000万円

コラムでスタディ！

「在宅医療・介護連携推進協議会」では住みやすい地域づくりを目指して活動を進めています。今月からコラムで活動等をお知らせしていきます。

超高齢化社会の到来と地域包括ケアシステム

古田郡医師会長 武田正彦

今、日本では人類が経験したことのないような速度で人口の高齢化が進んでいます。現在、65歳以上の人口はおよそ4人に1人の割合ですが、団塊の世代と言われている昭和22年から24年の間に生まれた人達が75歳以上になる9年後の2025年には後期高齢者が2200万人に達すると予想されています。

このため、政府は2025年を目途に、『高齢者の尊厳を保ち、自立生活を支援する』目的で『可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように』、また、『深刻さを増す認知症高齢者への対応策として』、地域の包括的な支援とサービスの提供体制を作ることになりました。これが『地域包括ケアシステム』なのです。

地域包括ケアシステムには『医療、介護、予防、生活支援、権利擁護』の要素がありますが、これらが相互に連携しながら高齢者の方々の生活を支えて行くことになります。

① **医療と介護の連携強化**…24時間

対応の在宅医療と訪問看護

② **介護サービスの充実強化**…特別養護老人ホームやグループホームなどの介護拠点の整備

③ **予防の推進**…できる限り要介護状態にならないために予防の取り組みや自立支援型介護の推進

④ **見守り、配食サービス、買い物などの多様な生活支援サービスの確保**

⑤ **権利擁護**…成年後見制度や消費者被害防止、高齢者虐待への対応など

⑥ **高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリー住宅の整備**

今後、介護保険制度は在宅医療・在宅介護を充実させること示されているので、『病院・施設から地域・在宅』への流れが加速すると予想されます。

このため、私たち古田郡医師会は「鏡野町地域包括支援センター」や「鏡野町在宅医療・介護連携推進協議会」、「認知症初期集中支援事業」などの認知症関連事業に協力し、超高齢化社会に対応することにしていきます。



お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 介護保険係 電話(0868)54-2986